

## 委託契約書（案）

委託業務の名称 2025年福島県循環器疾患発症登録票等印刷・送付業務委託  
委託期間 令和6年 月 日から令和6年12月25日  
委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

公立大学法人福島県立医科大学（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）は、2025年福島県循環器疾患発症登録票等印刷・送付業務委託に  
関し、次のとおり契約を締結する。

### （業務の委託）

第1条 甲は、次条の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託す  
る。乙は善良な管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

### （業務の仕様等）

第2条 乙は、別記1「2025年福島県循環器疾患発症登録票等印刷・送付業務委託仕様  
書」に基づき、頭書の期間内に委託業務を完了するものとする。

### （契約保証金）

第3条 甲は、福島県立医科大学契約細則第39条第1項ただし書きの規定により、乙が  
納付しなければならない契約保証金の納付を免除する。

### （権利義務の譲渡等）

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承認なしに譲渡し、承継さ  
せ、又は担保に供してはならない。

### （委託業務の再委託）

第5条 乙は、本件業務を第三者に再委託してはならない。

### （委託業務実施状況の報告等）

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は  
報告を求めることができる。

### （委託業務の変更等）

第7条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(業務の着手)

第8条 乙は、委託業務に着手したときは、甲に「委託業務着手届(様式第1号)」を提出しなければならない。

(検査及び履行の確認)

第9条 乙は、この契約による委託業務を完了したときは、甲に「委託業務完了届(様式第2号)」を提出しなければならない。

2 甲は、前項の書類を受理した日から起算して5日以内に、その内容について検査を行わなければならない。

(委託料の支払い)

第10条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、請求を受けた日の属する月の翌月の末日までに委託料を支払うものとする。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第11条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後に完了する見込みがあるときは、乙は、甲に対して、速やかにその事由を付した書面を提出し、履行期限の延長の申し出をすることができる。

2 前項の場合において、履行期限後相当の期日内に委託業務を完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延日数1日につき契約金の額に年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により履行期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するものとする。

(天災地変、不可抗力による履行期限の延長)

第12条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、乙は甲に対し、遅滞なくその事由を詳記して、履行期限の延長を求めることができる。この場合

において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第14条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の一部又は全部を解除することができる。

一 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 第4条の規定に違反したとき。

三 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

四 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

五 前各号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(談合による損害賠償)

第15条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければな

らない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の処理)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第18条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 住 所 福島市光が丘1番地  
氏 名 公立大学法人福島県立医科大学  
理事長 竹之下 誠一

乙 住 所  
氏 名

様式第 1 号

## 委 託 業 務 着 手 届

令和 年 月 日

公立大学法人福島県立医科大学理事長

住 所

名 称

代表者

印

令和 年 月 日付で契約した下記委託業務に着手したので届け出ます。

### 記

1 委託業務名

2025年福島県循環器疾患発症登録票等印刷・送付業務委託

2 着手日

令和 年 月 日

様式第2号

## 委託業務完了届

令和 年 月 日

公立大学法人福島県立医科大学理事長

住 所

名 称

代表者

印

令和 年 月 日付で契約した下記委託業務を完了したので届け出ます。

### 記

1 委託業務名

2025年福島県循環器疾患発症登録票等印刷・送付業務委託

2 完了日

令和 年 月 日